

要求水準書（案）に関する質問・意見回答書

※本要求水準書（案）に関する回答は現時点での内容であり、今後、要求水準書について詳細検討を行う上で内容が変更となる可能性があることにご注意ください。

番号	ページ	項目	内容	回答
1	P6	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.1 本事業の基本事項 3.1.3 事業期間 (1)設計・建設期間	設計・建設期間は事業契約締結日から2027年3月31日までの約4年間とありますが、事業契約の締結が2023年6月下旬予定となっているため、実質3年9ヵ月となり、働き方改革関連法に準ずると非常に短いものと思料します。竣工及び引渡しの際の延期を希望致します。	検討します。 入札公告時に提示します。 なお、事業契約締結日を2023年6月下旬から2023年7月下旬へと修正いたします。
2	P6	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.1 本事業の基本事項 3.1.3 事業期間 (1)設計・建設期間	「事業契約締結日(2023年6月下旬)から2027年3月31日までの約4年間」とありますが、工事量が多く、施設規模(3炉)、工事週休2日制(現場閉所)を考慮すると、設計・建設期間を55ヶ月(約4.6年間)に延長していただきたくお願いいたします。	No.1をご参照ください。
3	P6 添付資料2	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.1 本事業の基本事項 3.1.4 業務の構成 (1)設計・建設に係る業務 イ 設計・建設業務内容 添付資料2 特別高圧電線路(自営線)施工範囲	添付資料2について、設計・工事区分②および⑤の工事分界点には柱上ガス開閉器を設ける必要がありますが、柱上ガス開閉器の設置はPFI事業者所掌との理解でよろしいでしょうか。	開閉器はPFI事業者の設置ですが、柱上への設置は想定しておりません。 設計時の協議といたします。
4	P7	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.2 事業予定地 3.2.3 地質	露出法面は地質調査報告書No.6の結果から、法面全範囲を硬岩盤と考慮して計画致します。工事着手後、ご提示いただいた地質調査データと異なることが判明し、法面保護等の対策が必要になった場合には、当該費用を精算頂くものと理解でよろしいでしょうか。	提示した資料のみでは計画・検討が困難で、事業者において必要な調査を希望される場合は、実施方針に関する質問・意見回答書No.16に基づき、事前に調査内容等についての協議を行い、支障がないと判断した場合は事前調査が行えるよう検討いたします。
5	P7	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.2 事業予定地 3.2.3 地質	接地極設置工事に関し、大地抵抗率の前提をご提示頂けませんでしょうか。ボーリングによる接地工事が必要になる場合、見積に大きく影響します。	貴社の経験により設定してください。
6	P7	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.2 事業予定地 3.2.3 地質	ご提示の柱状図のみでは、杭工事（または地盤改良工事）の見積数量の想定が困難です。入札にあたっては、数量変動リスク見込みによる入札額増大を可能な限り回避するため、 ・ 杭、基礎工法の詳細な見積前提条件の明示 もしくは、 ・ 太陽光発電所造成着手前の地形図、切盛土図を入手、開示頂き、造成工事前（採掘作業後）の岩盤表面を支持地盤レベルとして設計することを要求水準化する等をご検討ください。 なお、入札時想定数量と実施した施工数量（契約後の事業者によるボーリング調査（レイアウト・杭位置確定後、実施）の結果により設計）との乖離は不可避なため、当該差異数量の精算を条件化することが合理的と思料します。 また、実績精算内容の合理性確保のため、入札見積設計時の杭工事の数量、金額についての提案時に内訳提示することを条件化することもご検討ください。	追加資料はございません。 なお、精算条件は想定しておりません。

番号	ページ	項目	内容	回答
7	P8	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.2 事業予定地 3.2.4 土地利用規制 (1)全体 ク 緑化面積率	敷地全体に対して25%以上とありますが、添付資料1に記載の敷地境界（都市決定）範囲に対してという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	P8	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.2 事業予定地 3.2.5 電線路	発電設備使用前自主検査実施までには受電（66kV）を行えるようにする計画とありますが、冷間試運転完了後速やかに高压電源から特別高压電源への切替工事を実施可能という理解でよろしいでしょうか。	九州電力送配電㈱と接続協議を行っており、発電設備使用前自主検査実施までに接続が行えるよう依頼をしております。
9	P8	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.2 事業予定地 3.2.5 電線路	この項での記載内容より今後の関係機関との協議によりますが、事業者側で、1) 6.6kVの高压受電を行い、その後、2) 66kVの特高受電への再接続を前提に計画する理解でよろしいでしょうか。また、高压受電の引込負担金は、市様のご負担との理解でよろしいでしょうか。	計画については、お見込みのとおりです。 なお、高压受電の引込負担金については、PFI事業者の負担となります。
10	P8	第1編 共通事項 第3章 本事業の概要 3.2 事業予定地 3.2.5 電線路 添付資料5 ユーティリティ関係条件図(取合位置等)	添付資料5（ユーティリティ関係上検図_事業予定地内 既存電柱位置図）に記載のある太陽光発電用の2000KW電線の撤去は事業者所掌でしょうか。この場合、工事用電力として6.6KV受電までは利用可能と考えて宜しいでしょうか。着工時に残置される予定範囲及び、接点についてご教示願います。	既存電柱及び電線の撤去はPFI事業者の所掌となります。工事用仮設電力として使用する場合、6.6kVの受電まで利用可能です。 また、既存の九州電力送配電引込柱から区分開閉器一次側(九州電力(株)所掌分)までは撤去予定であり、場内の自営線は残置となります。
11	P9	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (1)設計・建設を行う施設 オ 環境啓発施設	「環境学習・啓発及び家具、自転車等の再生・展示・引渡し等を行う。」とありますが、家具、自転車の他の再生品の種類および各再生品の数量についてご教示願います。	P204_7.2.10 環境啓発機能（環境啓発施設）及びP249_10.3.1 再生品の展示スペースを参考に、貴社の経験により設定してください。
12	P10	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (1)設計・建設を行う施設 タ 敷地造成	掘削土砂のうち、岩盤掘削に伴う砕石も埋め戻し対象と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、岩盤掘削に伴い発生する砕石については埋戻し用途に適する大きさとし、使用することとします。
13	P10	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (1)設計・建設を行う施設 ツ 給水設備	取水量制限の制限量をご教示願います。	P119_3.13 給水設備をご参照ください。
14	P10	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (2)エネルギー回収型廃棄物処理施設の基本条件 エ 処理条件	処理過程で生成、回収したスラグ、メタル、金属類等はPFI事業者が市から有償で購入した上で有効利用を図るものとし、当該有価物の売却代金はPFI事業者に帰属するとありますが、市から購入する際の単価はどのようにお考えでしょうか。	PFI事業者が提案する売却単価となります。
15	P11	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (3)マテリアルリサイクル推進施設の基本条件 イ 処理方式 (カ)スプレー缶・蛍光灯等処理保管施設	スプレー缶・蛍光灯等処理保管施設はマテリアルリサイクル推進施設に隣接となっておりますが、省スペース化の観点から、マテリアルリサイクル推進施設と合棟も可としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。

番号	ページ	項目	内容	回答
16	P11~12	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (3) マテリアルリサイクル推進施設の基本条件 エ 処理条件 (イ) 缶・びんライン	缶・びん選別作業後の資源系残渣は、不燃・粗大受入貯留ピットに搬送するようになっていますが、残渣はほぼカレット残渣であり、破碎ラインに搬送しても資源回収も無く破碎刃の摩耗も大きくなりますので、他の残渣と同様、エネルギー回収型廃棄物処理施設へ直接搬送する提案も可としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
17	P12	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (3) マテリアルリサイクル推進施設の基本条件 エ 処理条件 (オ) スプレー缶・蛍光管等処理保管施設	蛍光管はスプレー缶・蛍光管等処理保管施設で選別、仮容器に詰められた後、マテリアルリサイクル施設に搬送し、専用ケース(貸与)に詰替えて出荷となっており、時間的・スペース的に効率が悪いと察します。スプレー缶・蛍光管等処理保管施設にてPFI事業者が専用ケースに詰めることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
18	P12	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (3) マテリアルリサイクル推進施設の基本条件 エ 処理条件 (オ) スプレー缶・蛍光管等処理保管施設	乾電池・水銀仕様測定器の搬出に使用するドラム缶は、搬送後返送され、再利用するものと見込んでおりますが、相違ある場合はご教示お願いいたします。	搬出に使用するドラム缶は返却されませんので、PFI事業者にてご準備いただくようになります。 P239_5.1.1 調達 (1) アをご参照ください。
19	P12	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (4) 市民搬入用ストックヤード棟の基本条件 ア 搬入・処理方式 (イ) 解体・保管施設(市民搬入ストックヤード棟と合棟)	「有料収集により集められたスプリング入りマットレス等」とありますが、計画搬入数量をご教示願います。	実績数量を、添付資料9に記載しております。ご参照ください。
20	P12	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (4) 市民搬入用ストックヤード棟の基本条件(市民搬入ストックヤード棟と合棟) ア 搬入・処理方式 (イ) 解体・保管施設	「持ち込まれたごみの内、スプリング入りマットレス・ソファ、電動マッサージチェア等の健康器具を手解体し」とありますが、類似施設と比較しても処理数量が多いため、既存施設における当該業務従事者の人数や必要と想定されるスペースについてもお示しいただきますようお願いいたします。 また、 ①解体作業を本施設外で実施すること(解体のみ本施設外で実施し、残渣は本施設に戻す) ②解体以降の処理を外部委託すること(この場合、廃掃法の規定に基づき貴市と外部委託先との間で直接契約を締結いただく必要が生じると思料いたします) につきご了承いただけないでしょうか。	人数及び必要と想定されるスペースにつきましては、添付資料9より、貴社の経験・実績を踏まえ想定願います。 なお、①②につきましてはともに要求水準書(案)のとおりとします。
21	P12	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.2 設計・建設業務の概要 (4) 市民搬入用ストックヤード棟の基本条件(市民搬入ストックヤード棟と合棟) イ 処理条件 (ア) 受入	長尺物はPFI事業者が切断等を行うと記載されていますが、想定する長尺物の種類と搬入量、切断後の寸法等を御教示いただけないでしょうか。	長尺物の種類は市のホームページより、ごみ分別辞典でご確認ください。 http://www.city.oita.oita.jp/o143/kurashi/gomi/1414629857980.html また、切断後寸法についてはそれぞれの受入対象施設に合わせた寸法とお考えください。

番号	ページ	項目	内容	回答
22	P13	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.3 敷地周辺設備 (2) 用水 (3) 排水	工事期間中の用水、排水インフラも本項目の記載に従うという認識でよろしいでしょうか。	工事期間中の用水及び排水につきましては、以下のとおりとします。 ・用水については提案とします。但し、井水は使用不可とします。 ・排水については、P39_1.7.3 仮設工事 (10)に記載しておりますので、ご確認ください。
23	P13	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.3 敷地周辺設備 (3) 排水	生活排水（余熱利用施設の排水を含む）は、合併処理浄化槽で処理したのち、河川放流する。ただし、工場棟内の雑排水は施設内で再利用（クローズド（無放流））とする。とありますが、クローズド処理対象は以下としてよろしいでしょうか。 <エネルギー回収型廃棄物処理施設> ・洗濯排水 ・作業エリア手洗い排水 <マテリアルリサイクル推進施設> ・洗濯排水	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設内のトイレに設置する便器からの排水(汚水)を除くすべての排水が対象となります。
24	P13	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.3 敷地周辺設備 (3) 排水	河川放流は敷地内から大野川まで伸びる暗渠を利用するとあります。添付資料5より計画地の許容放流量は、BOXカルバート1500 x 1500（1.5%勾配）の許容放流量（11.733m ³ /s）と考え、調整池を計画して宜しいでしょうか。不可の場合は具体的な数値をご教示願います。	許容放流量につきましては、添付資料1よりご判断ください。 添付資料1 > 新環境センター追加図面 > 新環境センター(排水路) > SFC > 平面縦断.sfc その上で、調整池につきましては許容放流量を超えない範囲で計画してください。
25	P13	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.3 敷地周辺設備 (3) 排水	敷地内から大野川まで伸びる暗渠は、国道10号線下を交差しますが、当該暗渠は大分市様が管理されているという認識でよろしいでしょうか。また、当該暗渠の維持管理は事業範囲外という認識でよろしいでしょうか。	当該暗渠の維持管理ですが、敷地内につきましては本事業とし、敷地外につきましては事業範囲外とする見込みです。
26	P13	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.4 PFI事業者の業務概要 (3)	開発行為許可申請について、計画地の用途変更時（採石場→太陽光発電施設）の都市計画法・個別法（森林法等）に関する関係諸官庁と協議結果についてご教示願います。第2編7.3.1(2)イ(ウ)施工の項目に既存調整池と記載があり、沈砂池を調整池として取扱った記録がある可能性等、開発設計（調整池の計画）を行うにあたり、現状の把握が必要と考えます。	関係諸官庁との協議結果については、把握できておりません。
27	P13	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.4 PFI事業者の業務概要 (3)	記載の開発行為許可申請について、「大分市開発行為指導要綱」に準じて計画すると考えて宜しいでしょうか。記載がないものについては「開発許可制度の手引き(大分県土木建築部)」に準じます。	お見込みのとおりです。
28	P13	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.4 PFI事業者の業務概要 (3)	記載の開発行為許可申請について、雨水の集水エリアは、添付資料1 事業予定地内 敷地範囲 参考資料に記載の事業用地範囲内と、当該範囲内へ流入してくる斜面・法面を含むエリアと考えて宜しいでしょうか。また、斜面・法面の流出係数は0.9で計画して宜しいでしょうか。	雨水の集水エリアは、お見込みのとおりです。 なお、斜面・法面の裸地については、流出係数1.0(大分県林地開発許可申請要領)で計画してください。
29	P14	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.1 設計・建設業務の基本事項 1.1.4 PFI事業者の業務概要 (5) コ 法定資格者の配置	設計・建設期間中のPFI業者に配置する第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者について、監督官庁に確認のうえ、本施設の設計・建設業務を実施する構成員に配置することでもよろしいでしょうか。	監督官庁が認めた場合は可とする見込みです。

番号	ページ	項目	内容	回答
30	P16 添付資料8	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.2 エネルギー回収型廃棄物処理施設の基本条件 1.2.2 計画ごみ質 表2-3 計画ごみ質 添付資料8 既存施設におけるバイオマス比率	表2-3 計画ごみ質の下段に「※バイオマス比率は添付資料8参照のこと」との記載がございますが、添付資料8に記載の既存2施設の5か年間の実績値の平均値を計画値としてよろしいでしょうか。	添付資料8より、貴社の経験・実績を踏まえご検討ください。
31	P17	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.2 エネルギー回収型廃棄物処理施設の基本条件 1.2.7 資源物等搬出車両 表2-6 搬出物搬出形態	飛灰・溶融飛灰につきまして、搬出形態がジェットパッカー車となっておりますが、残渣資源化企業の受入形態が異なる場合があります。また資源化企業の選択肢を増やすために、ダンプ車及びトレーラー車も可として頂けないでしょうか。	飛散防止対策に十分配慮した車両であれば可とします。
32	P23	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.3 マテリアルリサイクル推進施設の基本条件 1.3.1 処理対象物の種類と計画処理量 表2-18 その他資源物等の保管対象ごみと計画処理量(保管量)	保管対象ごみの場外搬出頻度（必要保管容量）をご教示ください。	スプレー缶・ガス缶類、ライターについては、計画処理量より、貴社からの提案とします。 乾電池について、現状の搬出頻度は月に1～2回程度、1回にドラム缶20缶程度搬出しております。 また、蛍光管については月に1回程度、1回に約3t程度搬出しております。
33	P34	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.5 設計・建設に係る基本事項 1.5.11 環境影響評価事後調査の実施、報告	「PFI 事業者は、環境影響評価の事後調査を実施し報告書を作成する。（調査項目は添付資料11を参照）」とありますが、想定される調査項目は入札公告時にお示しいただけますでしょうか。また、評価書時点で想定よりも増加した場合は増加費用を負担いただけますようお願いいたします。	お見込みのとおりです。 なお、調査項目が増加した場合につきましては、協議とします。
34	P35	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.5 設計・建設に係る基本事項 1.5.13 試運転 (2)設計・建設業務の費用負担範囲 オ	資源物等の運搬・処分費用が事業者範囲となっておりますが、容器包装廃棄物に関しては事業者から指定法人へ引き取り委託ができないため、指定法人の引取り基準を満足する物は貴市にて引き取っていただくことは可能でしょうか。	可といたします。
35	P35	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.5 設計・建設に係る基本事項 1.5.13 試運転 (3)運営業務の費用負担範囲 ウ	マテリアルリサイクル推進施設の試運転に別途委託事業者への運転指導の記載がありますが、試運転時の重機によるごみの投入、手選別作業、資源化物の搬送はPFI事業者の運転指導の下、別途委託事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者にて実施願います。
36	P35	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.5 設計・建設に係る基本事項 1.5.13 試運転 (3)運営業務の費用負担範囲 ウ	「～別途委託事業者等に対する運転指導、受講に係る費用（3日程度を想定）」とありますが、「別途委託事業者」の想定する事業者数、人員体制等をご教示願います。	別途委託事業者の事業者数等について、現時点で決まっておりますが、現場での運転指導・受講にかかる日数は3日程度と想定しております。 なお、P237_4.4.5 運転教育の実施にも記載しておりますが、別途委託事業者への教育訓練は市が実施し、教育訓練の場への立会、市の補助をPFI事業者に行っていただくこととなります。
37	P38	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.6 業務実施状況のモニタリング 1.6.2 工事監理	「エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の設計・施工監理業務実績を有し、次の資格を有すること。」とありますが、建築士法上の必要範囲を超えていると思料します。建築物の監理に限定する、若しくは、少なくとも法律上設置が必要な建築物範囲とプラント範囲は別発注可とすることを検討ください。設計・施工監理業務の業務範囲の明確化（必要人員×期間の積算条件）頂ければ、過剰な見積、事業費増大を回避できると思料します。	検討します。 入札公告時に提示します。

番号	ページ	項目	内容	回答
38	P40	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.8 性能保証 1.8.2 引渡性能試験 (2)引渡性能試験の実施条件 ア	第三者機関の補足説明として「資本関係がない法的資格を有する」ことを追加してはどうでしょうか	検討します。 入札公告時に提示します。
39	P49	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.8 性能保証 1.8.4 保証事項 表2-33 マテリアルリサイクル推進施設の保証条件等 【びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装処理後の回収物】 品質基準	びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装の品質基準が記載されていますが、性能試験はPFI事業者が性能を証明するものの、運営期間においては別途委託事業者の手選別に依存するところであるため、純度・回収率ともにPFI事業者の責に帰さないこととさせていただきますようお願いいたします。	運営期間中の別途委託事業者の手選別業務における「びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装」の品質基準・回収率については、PFI事業者の責に帰することはありません。 ただし、性能試験時はPFI事業者自らが実施するものとします。
40	P49	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.8 性能保証 1.8.4 保証事項 表2-33 マテリアルリサイクル推進施設の保証条件等	不燃ごみ、粗大ごみ処理後の回収物のアルミ類の純度が90%以上(保証値)となっていますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領(全都清)に記載されている85%以上(保証値)としていただけないでしょうか。	アルミ類の純度について以下のとおり、変更します。 (変更前)90%以上(保証値) (変更後)85%以上(保証値)
41	P52	第2編 設計・建設業務 第1章総則 1.9 契約不適合責任 1.9.2 施工に係る契約不適合責任 (1)建築工事関係の契約不適合責任(建築機械設備、建築電気設備を含む。)	モルタル防水、躯体防水、仕上塗材吹き付け、シーリング材等については、保証は困難と考えます。再検討をお願いします。 なお、御市発注の建築工事では、屋上のアスファルト防水、シート防水等については、防水に関する保証書を提出しています。	落札者決定後の設計協議の中で、使用箇所、使用材質と合わせて協議するものとします。
42	P52	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.9 契約不適合責任 1.9.2 施工に係る契約不適合責任 (1)建築工事関係の契約不適合責任(建築機械設備、建築電気設備を含む。) イ 合成高分子系ルーフィングシート防水 ウ 塗膜防水	各種防水工事のうち、合成高分子ルーフィングシート・塗膜防水の保証期間は製品として10年補償が出来ないことから5年とさせて頂いて宜しいでしょうか。	落札者決定後の設計協議の中で、使用箇所、使用材質と合わせて協議するものといたします。
43	P52	第2編 設計・建設業務 第1章 総則 1.9 契約不適合責任 1.9.2 施工に係る契約不適合責任 (1)建築工事関係の契約不適合責任(建築機械設備、建築電気設備を含む。) カ 仕上塗材吹き付け	各種防水工事のうち、仕上げ塗材吹き付けは製品として補償が出来ないことから対象外とさせて頂いて宜しいでしょうか。	落札者決定後の設計協議の中で、使用箇所、使用材質と合わせて協議するものといたします。
44	P58	第2編 設計・建設業務 第2章 全体計画 2.1 全体配置計画 2.1.1 本施設の配置・動線 (2) サ	余熱利用施設は、環境啓発施設及び管理棟との合棟については提案によるものとする。とありますが、別棟とした場合に何らかの条件はありますでしょうか。	余熱利用施設は別棟とし、合棟を不可とするよう変更を検討しております。 入札公告時に提示します。

番号	ページ	項目	内容	回答
45	P59	第2編 設計・建設業務 第2章 全体計画 2.1 全体配置計画 2.1.1 本施設の配置・動線 (7)	周囲の法面については、落石対策を行うと共に、景観への配慮として緑化を計画することとありますが、法尻面への落石防護フェンス設置+岩盤用植生基材吹付工程度で考えて宜しいでしょうか。 また、一般施設利用者が主に利用するエリアから、建物・工作物等で隠れる部分の法面については景観への配慮は不要と考えて宜しいでしょうか。	周囲の法面については、大分県建築基準法施行条例(大分県条例第27号)第2条の運用基準に則り対策を講じたうえで、落石対策及び景観への配慮として緑化を計画するものとします。 後段についても落石対策及び景観への配慮として緑化を計画するものとします。
46	P66	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.1 ごみ計量機 (4)特記事項 ヒ	「市職員とPFI事業者の休憩室をそれぞれ設ける」とありますが、計量棟内の対応要員はどのような設定をされているのでしょうか。(市職員、PFI事業者の要員設定)	計量棟におけるそれぞれの役割ですが、PFI事業者は受付管理業務全般を行い、市職員は啓発指導業務のみを行うものとします。
47	P68, 128	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.3 プラットホーム出入口扉 (3)主要項目 カ 開閉時間 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備工事仕様 4.2 受入供給設備 4.2.2 プラットホーム出入口扉 (3)主要項目 カ 開閉時間	「開閉時間 開【5】秒以内、閉【10】秒以内」とあります。 シャッターまたはスライドドア設置する予定ですが、要求されている開閉時間での開閉は危険回避かつ、設備の耐久性維持の観点から推奨出来ません。開閉とも15秒以内としていただけませんか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
48	P68	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.4 ごみ投入扉 (2)数量	12基(内、ダンピングボックス用2基)に加え、粗大ごみ用ダンピングボックス1基とのご計画ですが、市民搬入用ストックヤード棟も併設することを考慮すると、余裕のある数量かと思料します。事業費提言及び敷地制約の観点から再検討頂けますようお願い致します。	要求水準書(案)のとおりといたします。
49	P69	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.5 ダンピングボックス (3)主要項目	ダンピングボックスは最大で2トントラック程度の車両から手で荷下ろしして投入する運用を想定し、寸法等を提案してよろしいでしょうか。	可といたします。
50	P69	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.5 ダンピングボックス (5)特記事項 ク	可燃性粗大ごみピット用ダンピングボックスについては、ピット側に搬入者の転落防止対策を行うこととありますが、ピット側の人に対する転落防止対策は困難と思料します。具体的なイメージをお持ちでしたら例示をお願いできますでしょうか。若しくは、プラットホーム側での防止対策でも可として頂けないでしょうか。	既設工場で設置しているプラットホーム側とピット間にピットへの落下防止用の稼働する壁(投入扉的なもので簡易的なもの)を想定しています。

番号	ページ	項目	内容	回答
51	P70	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.7 ごみピット(土木・建築工事に含む) (5)特記事項 エ	「投入口シュート部は、特に耐摩耗性、耐腐食性に優れた材質とし、ライナーを設置する。」とありますが、ごみピットシュート部については、投入されるごみによる損耗の程度は低いため、施工性・メンテ性を考慮してコンクリートの硬化剤等によるコンクリート耐摩耗対策の提案を可として頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
52	P70	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.7 ごみピット(土木・建築工事に含む) (5)特記事項 カ	ごみピット上部の屋根にトップライトや側壁にサイドライトを設けると、結露が生じて鉄骨腐食の原因となったり、日射により空中の粉塵がきらめいてクレーン操作に支障をきたす等の問題が起きる場合がありますので、照明のみの提案を可としていただけませんか。	提案可といたします。
53	P70	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.7 ごみピット(土木・建築工事に含む) (5)特記事項 ス	火災発生を早期に検出できる赤外線式火災検知システムを計画し、とありますが、検出性能が同等の他方式(例えば熱感知方式)でも可という理解でよろしいでしょうか。	同等の機能を有する方式であれば、提案可といたします。
54	P70～74	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.2 受入供給設備 3.2.8 可燃性粗大ごみピット(土木・建築工事に含む) 3.2.10 可燃性粗大ごみクレーン 3.2.11 前処理破砕機(必要に応じて設置) 3.2.12 可燃性粗大ごみ破砕機(前処理設備)	可燃性粗大ごみの搬入量及び必要貯留日数をご提示願います。なお、10t/日の処理量であれば、ヤード貯留+重機による破砕機への投入+コンベヤ搬送で対応可能と考えます。処理方式及び破砕機の形式は事業者提案として頂けないでしょうか。	搬入量=処理量とし、必要貯留日数は1日分といたします。処理フローについては、要求水準書(案)のとおりといたします。
55	P108	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.8 余熱利用設備 3.8.5 余熱利用施設熱供給設備	本設備は、本事業において整備する余熱利用施設へ蒸気等を供給する。で、蒸気等とありますが、温水の供給でも良いのでしょうか。	提案といたします。
56	P112	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.9 通風設備 3.9.8 煙突(外筒及び基礎は土木・建築工事に含む) (5)特記事項 カ	内筒の部分補修が可能のように、外筒内に内筒を周回する階段を煙突頂部まで設け、とありますが、部分補修が可能であれば折り返し階段の提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
57	P119	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.13 給水設備 3.13.1 共通事項 (6)	「災害時における断水を考慮してプラント用水及び生活用水それぞれ常時7日分の以上の容量を有する受水槽を設ける」とありますが、生活用水については、衛生上半日もしくは1日分くらいの容量が通常基準となっております。生活用水は衛生上の基準による容量としてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。

番号	ページ	項目	内容	回答
58	P121	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.14 排水処理設備 3.14.1 共通事項 (2)	生活排水（余熱利用施設の排水を含む）は、合併処理浄化槽で処理したのち、河川放流する。とありますが、余熱利用施設の排水には、浴室やプールの排水も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	P123	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.15 雑設備 3.15.4 予備ボイラ(必要に応じて設置) (5)特記事項 ア	全炉停止期間中については、余熱利用施設への余熱供給は行わない計画とする。とありますが、電力は供給されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	P124	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.15 雑設備 3.15.9 説明用パンフレット (3)特記事項 ア	説明用パンフレットは、マテリアルリサイクル推進施設、環境啓発施設、余熱利用施設を含め、本施設の内容とする。とありますが、余熱利用施設の内容については、一般向けと小学生向けで記載内容を分けることは難しいです。当選後の協議は可能でしょうか。	可といたします。
61	P124	第2編 設計・建設業務 第3章 エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る機械設備工事仕様 3.15 雑設備 3.15.10 説明用映写設備 (5)	個人又は団体の見学者が会議室等で貸出視聴ができるように、工場棟と環境啓発施設の映像資料（DVD等）も作成することとありますが、当該映像資料は(2)の映像ソフトに収められた内容と同様のものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	P131, 142, 145	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備工事仕様 4.3 破碎設備 受入供給設備 4.3.3 不燃・粗大ごみ用クレーン (3)主要項目(1基につき) シ 稼働率 4.7 選別設備 受入供給設備 4.7.7 プラスチック製容器包装用クレーン (3)主要項目(1基につき) シ 稼働率 4.7.13 ペットボトル用クレーン (3)主要項目(1基につき) シ 稼働率	稼働率について手動時33%以下(投入作業)とありますが、マテリアル関係はピット攪拌作業は無しのため通常の66%以下としていただきますようお願いいたします	要求水準書（案）のとおりといたします。
63	P132	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備工事仕様 4.3 破碎設備 受入供給設備 4.3.5 不燃・粗大ごみ受入供給コンベヤ (5)特記事項 ア	投入されたごみを破袋機に搬送するとありますが、粗破碎機に搬送すると読み替えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。

番号	ページ	項目	内容	回答
64	P137	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備 工事仕様 4.6 破碎設備 貯留・搬出設備 4.6.3 残渣集合コンベヤ (5)特記事項 イ	計量機能を有するとありますが、残渣の嵩比重が小さく、不連続で変動も大きいため、正確に計量することができません。計量機能は削除いただけないでしょうか。 計量機能付きコンベヤでの秤量ではなく、計量機(トラックスケール)での搬入量計測結果と資源化物の搬出量計測結果の差分にて、残渣量を把握する方針としていただきますようお願いいたします。	検討します。 入札公告時に提示します。
65	P138	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備 工事仕様 4.7 選別設備 受入供給設備 4.7.1 缶・びん類受入貯留ヤード (5)特記事項 ク	缶・びん類受入貯留ヤードは可燃物混入が少なく火災が発生しにくいこと、ヤードでの泡消火器は効果が低いことから、缶・びん類受入貯留ヤードは水消火設備が必須、泡消火設備は任意としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
66	P143	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備 工事仕様 4.7 選別設備 受入供給設備 4.7.10 プラスチック製容器包装破除袋機	プラスチック製容器包装破除袋機は収集袋と同一素材の被処理物が多量あり、機械での除袋が困難なため、破袋が必須、除袋は任意としていただけないでしょうか。手選別にて収集袋を除去することで対応可能と考えます。	検討します。 入札公告時に提示します。
67	P147	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備 工事仕様 4.7 選別設備 受入供給設備 4.7.17 ペットボトルラベルはがし機	ラベルはがしが必要なペットボトルの量を御提示願います。また、ラベル剥がし作業以降の業務はどちらの所掌になりますでしょうか。	処理量の20～30%程度を見込んでおります。 なお、ペットボトル処理ラインにおいて、別途委託事業者の所掌は手選別業務のみとなり、それ以外はPFI事業者の所掌となります。
68	P147	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備 工事仕様 4.7 選別設備 受入供給設備 4.7.17 ペットボトルラベルはがし機	ペットボトルキャップ取り外し及びラベルはがしについては、手選別コンベヤにペットボトルラベル剥がし機を隣接させ、別途委託業者にて剥がし作業を行い、ラインに戻していただくのが合理的と思料します。本フローについては事業者による提案を可として頂けないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
69	P147	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備 工事仕様 4.8 選別設備 搬送・選別設備 4.8.1 缶・びん類選別機	缶・びん類選別機の記載がありますが、破袋し、スチール缶、アルミ缶を機械選別後に手選別にて無色、茶色、その他色カレットを回収する方式で提案してよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
70	P157	第2編 設計・建設業務 第4章 マテリアルリサイクル推進施設に係る機械設備 工事仕様 4.11 集じん・脱臭設備 4.11.2 バグフィルタ	バグフィルタではダストの捕集量が少ないため、コンベヤ搬送ではなく、ボックス回収後、作業員による移送での提案も可としていただけないでしょうか。10L/日 程度と想定します。	検討します。 入札公告時に提示します。
71	P164	第2編 設計・建設業務 第5章 その他関連施設工事 5.2 その他関連施設建設工事 5.2.3 使い捨てライター及びスプレー缶、ガス缶類簡易破碎機	使い捨てライター及びスプレー缶、ガス缶簡易破碎機とありますが、この「簡易」の程度についてご教示ください。 また、(5)ウ 使い捨てライター、スプレー缶、ガス缶類を分けずに一括処理となっておりますが、破碎粒度が異なるため、ライター用破碎機、スプレー缶・ガス缶用破碎機を個別に設置する方式でも可としていただけないでしょうか。	「簡易」は特に定義しておりませんので、貴社よりご提案ください。 個別設置につきましては可といたします。
72	P167	第2編 設計・建設業務 第6章 電気計装設備工事仕様 6.1 電気設備 6.1.2 電気方式 (3)配電方式及び電圧	低圧動力の電圧として440Vの適用もご検討頂けないでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。

番号	ページ	項目	内容	回答
73	P167	第2編 設計・建設業務 第6章 電気計装設備工事仕様 6.1 電気設備 6.1.3 特別高圧受変電設備 (2)特別高圧変圧器 ウ 主要項目 (イ)タップ切替	特高変圧器が負荷時タップ切替付となっておりますが、電力会社側の系統の電圧変動レベルであれば無負荷タップ切替で十分であり、機器更新時の施設稼働への影響や維持管理費を考慮しても無負荷タップ切替のほうが合理的と考えますので、無負荷タップ切替前提の提案を実施してもよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
74	P190	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.1.1 計画概要 (5)掘削工事 イ	「地中障害が確認された場合で、市と協議の上、撤去となった場合には、その撤去費用は市の負担とし、工期については協議を行う。」とありますが、撤去に起因する工法変更、撤去以外の方法で対処した場合の工法変更による増加費用や工期変更についても同様の扱いとなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	P192	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.2 建築工事 7.2.3 工場棟平面計画 (12)	渡り廊下には傾斜をつけないとありますが、渡り廊下で接続される各施設の経済的な床高さ設定が出来ず、階高に無駄な制約が発生する場合があります。バリアフリー法の傾斜路の基準に則ることを前提に削除頂けませんでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
76	P194	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.2 建築工事 7.2.3 工場棟平面計画 (15) 表2-47 各施設の建築物に係る諸元(マテリアルリサイクル推進施設)	職員控室、湯沸室(2)、浴室(3)、脱衣室(3)、洗濯室(3)はPFI事業者の運転職員が使用可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	P197	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.2 建築工事 7.2.3 工場棟平面計画 表2-51 各施設の建築物に係る諸元(余熱利用施設)	※概略床面積の「*」印は適切な面積にて提案とする。とありますが、当選後の協議で特定の諸室面積が増減した場合、他の諸室の面積を増減して全体面積の中で調整できる。との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	P198	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.2 建築工事 7.2.4 構造計画 (4)躯体構造 ア、イ	ア、イの記載につきましては、架構構造の選定は事業者責任の下判断してよいとの理解でよろしいでしょうか。	特に重量の大きな機器を支持する架構及びクレーンの支持架構は、十分な強度及び剛性を保有し、地震時にも十分安全な構造(SRC造又はRC造)とします。 その他の部分につきましてはお見込みのとおりです。
79	P200	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.2 建築工事 7.2.8 工場棟の主な専用室の概要 (3)炉室 オ	機器の放熱に対処するために、ルーフファンを効率的に設けるとありますが、必要があればという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
80	P202	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.2 建築工事 7.2.8 工場棟の主な専用室の概要 (15)クレーン操作室 ウ	クレーン操作室の自動洗浄装置とごみピット側から清掃ができる歩廊及び洗浄設備を設置するとあります。マテリアルリサイクル推進施設については蒸気等による曇り・汚れが無いことから通常採用されているごみピット側から清掃ができる歩廊及び洗浄設備を設置する方式を可としていただけないでしょうか	要求水準書(案)のとおりといたします。

番号	ページ	項目	内容	回答
81	P206	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.2 建築工事 7.2.10 環境啓発機能(環境啓発施設) (6)大会議室	200名程度の見学者等が着席し説明を行える規模とありますが、第3編11.3(2)及び表2-53に、団体数は最大300名程度との記載があります。大会議室の人数の考え方についてご教示ください。	現施設では見学者数が多い場合、座学(DVD鑑賞等)と施設見学の2班に分け、入れ替わりで見学を行っております。新環境センターにおきましても見学者数が多い場合は同様に対応できないかと考えております。
82	P207	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.1 土木工事 (2)外構工事	普通車700台程度駐車できるスペースを確保するとありますが、処理エリアと一般利用者エリアの分離を確保した上での実現は困難であり、安全性、利便性の面で懸念があります。安全を考慮した上で可能な限り確保するよう計画しますが、必要台数(下限数)の設定について、再度ご検討を頂けますでしょうか。また、フリーマーケット等の出店者等主催者側の利用を想定する駐車場については、2台縦列駐車場で計画して宜しいでしょうか。	フリー駐車スペースは普通車「450台」程度と変更いたします。また、縦列駐車場につきましては提案としますが、安全性が確保できるようご検討ください。
83	P209	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.1 土木工事 (2)外構工事 ク 多目的広場 (ア)	激甚災害時は災害廃棄物の仮置場として利用するとありますが、環境影響評価実施計画書『全体版2-12 表2.4-7 住民意見・要望等及び本市の考え方』に災害発生時についても、がれきは仮置きはしませんとの記載があります。仮置きを想定している災害廃棄物の品目が限定されているのでしょうか。また、これらについても浸出水対策が必要と想定されているということでしょうか。	激甚災害には、新環境センターで処理可能な品目のみ仮置きすることを想定しております。浸出水につきましては要求水準書(案)のとおりといたします。
84	P209	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.1 土木工事 (2)外構工事 ク 多目的広場 (ウ)	『排水は通常時は雨水排水ラインを活用し、災害廃棄物を仮置きした場合は、発生する浸出水が地下に浸透しない作りとし、浸出水集排水設備を設置する。また、仮設水処理施設を設置できるスペースの確保すること。』とありますが、仮設水処理施設設置スペースの必要面積についてご教示願います。また、仮設水処理施設についてはスペースのみ考慮し、設備本体については本件事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	仮設水処理施設設置スペースの必要面積はご提案ください。設備本体については本件事業範囲外とします。
85	P209	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.2 敷地造成工事	敷地造成において撤去が必要となる調整池、舗装、埋設物、電柱、水路、管渠等の残置物は、確実に撤去(本事業にて活用する残置物は除く)を行い、適正に処理処分を行うこと。と記載がある一方、添付資料1(事業予定地内 敷地範囲 参考資料)では、5号沈砂池部が水環境の保全が想定されるエリアとなっています。沈砂池については本事業での活用可能と考えて計画して宜しいでしょうか。	沈砂池としての利用は不可とします。但し、調整池としての利用は可とします。
86	P209	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.2 敷地造成工事	敷地造成において撤去が必要となる調整池、舗装、埋設物、電柱、水路、管渠等の残置物は、確実に撤去(本事業にて活用する残置物は除く)とありますが、太陽光パネル及び発電施設の建屋等は工事着手時には無いものと理解してよろしいでしょうか。	現在設置している太陽光発電パネル(基礎含む)や、プレハブ(基礎含む)は撤去予定ですが、添付資料にて示しているコンクリート構造物や電柱等は残る予定です。
87	P209	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.2 敷地造成工事	形質変更届の提出に伴い大分市環境部環境対策課より土壌の調査命令時(概況調査や詳細調査等)の調査業務の費用は大分市様のご負担と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	P210	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.2 敷地造成工事	「計画地に土壌汚染が認められた場合、PFI事業者は対策工事を実施するとともに、対策工事の実施に必要な一連の手続きを実施すること。対策工事等に係る費用は市の負担とし、工期については協議を行う。」とありますが、対策工事に起因する工法変更、対策工事以外の方法で対処した場合の工法変更による増加費用や工期変更についても同様の扱いとなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。同様に協議の上での扱いとなります。

番号	ページ	項目	内容	回答
89	P210	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.3 土木工事 7.3.3 土木仕様 (1)構内道路工事	取付道路の勾配改善について、道路構造令の最大縦断勾配の特例基準12%で計画して宜しいでしょうか。道路の平面形状より12%を下回る改善は困難と思料します。	お見込みのとおりです。
90	P216	第2編 設計・建設業務 第7章 土木・建築工事仕様計画基本事項 7.7 余熱利用施設の各設備の性能等 7.7.2 余熱利用施設 (1)浴室 ア	施設利用者が1日当たり400名程度に対して、浴室は1日当たり男女各100名程度の利用を想定した適切な規模を設定すること。とありますが、利用人数を想定した検討資料等を公開していただけないでしょうか。	公開する資料はございません。
91	P222	第3編 運營業務 第1章 総則 1.2 一般事項 1.2.15 地元雇用や地元企業の活用	「なお、搬入されたりリサイクル可能な家具、自転車の修理及び再生業務は、市と協議のうえ、業務委託先を選定し、契約を行うこと。」とありますが、貴市と協議のうえで委託先が選定される場合、PFI事業者は入札時点で業務委託先を特定できず、事業者が入札時点で想定した見積額と契約時点での金額の相違が懸念されます。つきましては、貴市の既存施設での経験を踏まえた、事業者として想定すべき工数及び労務単価をお示しいただけないでしょうか。	令和3年度の契約単価は、1人1時間当たり951円で契約しております。工数につきましては、P204_7.2.10に記載のある台数を考慮し、ご提案ください。
92	P225	第3編 運營業務 第1章 総則 1.5 運営期間終了時の取扱い 1.5.4 運営終了時の対応 (4)計画書等書類の提出	「なお、次期事業者（又は市）を公募などの方法により選定する際に、以下の資料の開示を先行して要求する場合があります。」とありますが、開示する資料に関して事前にご協議させてください。当該資料の中には、事業者の競争力に関わる技術情報及び営業情報等が含まれる可能性があるためです。	事前協議となりますが、次期事業者選定を行う上では当然必要となる資料であると認識しております。
93	P226	第3編 運營業務 第2章 運営体制 2.1 全体組織計画 (3)	「PFI事業者は、第2種ボイラ・タービン主任技術者の資格を有する者を配置する。」とありますが、当該技術者には電気事業法第四十三条第2項で認められた主任技術者も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ボイラ・タービン主任技術者については、電気事業法第四十三条第2項による選任許可の申請が可能な有資格者であれば、可とする見込みです。
94	P226	第3編 運營業務 第2章 運営体制 2.1 全体組織計画 (3)(4)	運営期間中にPFI事業者に配置する第2種電気主任技術者及び第2種ボイラー・タービン主任技術者について、監督官庁に確認のうえ、運営・維持管理を行う構成員に配置するという点でもよろしいでしょうか。	監督官庁が認めた場合は可とする見込みです。
95	P230	第3編 運營業務 第3章 受付管理業務 3.2 搬入管理 3.2.1 搬入管理 (6)	展開検査について「市は必要に応じて立会いを行う。」とありますが、搬入検査は、基本的に貴市もお立ち合い頂けないでしょうか。公共ではない民間だけで搬入検査を実施すると、プライバシーに係る等で搬入者とトラブルに陥る懸念があります。	要求水準書(案)のとおりといたします。
96	P231	第3編 運營業務 第4章 運転管理業務 4.1 運転条件 4.1.7 車両の調達等	別途委託事業者用に貴市にて調達した車両の燃料調達および維持管理は貴市の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	P232	第3編 運營業務 第4章 運転管理業務 4.2 適正処理 4.2.6 施設運転中の計測管理	資本関係がない法的資格を有する第三者機関で実施する記述を追加してはどうでしょうか	検討します。 入札公告時に提示します。
98	P242	第3編 運營業務 第5章 維持管理業務 5.2 施設の機能維持 5.2.8 精密機能検査	第三者機関の補足説明として「資本関係がない法的資格を有する」ことを追加してはどうでしょうか	検討します。 入札公告時に提示します。

番号	ページ	項目	内容	回答
99	P244	第3編 運營業務 第7章 有効利用等業務 7.2 残渣の資源化 7.2.1 基本事項	【焼却灰、飛灰、溶融飛灰、不燃物】は、残渣資源化事業者にて、全量有効利用又は最終処分を図るものとするがありますが、原則資源化業者にて資源化することを優先とし、資源化困難な異物等については最終処分を行うという意味合いでしょうか。	残渣の資源化について、以下の様に変更を検討しております。 「(前文略)【焼却灰、飛灰、溶融飛灰】は、残渣資源化事業者にて、全量有効利用を図るものとする。」
100	P249	第3編 運營業務 第10章 環境啓発施設運營業務 10.2 環境啓発展示空間、環境学習コーナーの管理・運営 (2)	「市が取り組む事業を推進するため、市から依頼があったものの展示等を行い、必要に応じて啓発及び指導等を行うこと。」との記載がありますが、市様による展示等に必要なスペースをご教示願います。	検討します。 入札公告時に提示します。
101	P249	第3編 運營業務 第10章 環境啓発施設運營業務 10.3 再生品展示・リユース空間の管理・運営 10.3.1 再生品の展示スペース (5)	「その他、展示コーナーの管理・運営を行うこと。」とありますが、貴市において現時点想定若しくは期待されている展示物があればご教授願います。	P204_7.2.10 環境啓発機能（環境啓発施設）に記載内容より、提案ください。
102	P250	第3編 運營業務 第10章 環境啓発施設運營業務 10.5 屋外イベント空間等の管理・運営 (4)	「イベントの開催に併せて、市が啓発活動等を実施する際には協力すること。また、市が主催するイベント等についても支援を行うこと。（会場の準備、設営、運営支援、片付け等）」とありますが、貴市において現在想定している啓発活動やイベント等があればご教授願います。	現時点での想定はありません。
103	P268	第6編 余熱利用施設運營業務 第1章 総則 1.2 一般事項 1.2.10 賠償責任及び保険	市の方で保険に加入される予定はございますか。その場合どのような保険に加入することを想定されていますか。	本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）への加入を想定しております。
104	P269	第6編 余熱利用施設運營業務 第2章 余熱利用施設運營業務の実施 2.2 施設の開庁 (2)	開庁日は、環境啓発施設と同等以上とすること。なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設の全炉停止期間中については、閉庁するものとする。とありますが、循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、一週間に一回以上換水することが定められています。1週間に1日の閉庁日を設けることができるとの理解でよろしいでしょうか。	閉庁日の設定については、開庁日の条件を踏まえたうえで、提案とします。
105	P269	第6編 余熱利用施設運營業務 第2章 余熱利用施設運營業務の実施 2.2 施設の開庁 (1)	開庁時間は、9時から20時を基本とする。とありますが、当選後の利用状況により変更は可能でしょうか。	要求水準書(案)のとおりといたします。
106	P270	第6編 余熱利用施設運營業務 第2章 余熱利用施設運營業務の実施 2.5 余熱利用施設運營業務 2.5.1 運營業務 (11)	余熱利用施設内において、飲食の調理及びその販売は行えないものとする。ただし、地元貢献に資するための物販コーナーを整備し、利用させることは可とする。とありますが、自販機の設置は可能との理解でよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
107	添付資料10	添付資料10 搬入車両台数(実績)	一般家庭車両の搬入台数として、資源ごみ類（缶類、びん類、プラスチック製容器包装、ペットボトル）の搬入台数が示されていませんが、他の搬入台数に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	一般家庭より直接持ち込まれる資源ごみ類（缶類、びん類、プラスチック製容器包装、ペットボトル）は、ごく少量であるため、各ごみ処理施設の「一般家庭車両」の台数に含まれております。